

浜松市規則第23号

浜松市舞阪サテライトオフィス条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市舞阪サテライトオフィス条例（平成30年浜松市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(利用者の公募)

第2条 条例第7条の規定による公募に応募しようとする者は、市長が別に定めるところにより、その旨を市長に申し出なければならない。

(選考の方法)

第3条 条例第8条の規定による決定は、地域産業の活性化及び新たな産業の創出を図る上で最も適切であると認められる者から順に行うものとする。

(利用許可の申請)

第4条 条例第9条第1項の規定により事務室の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
- (2) 申請者の電話番号又は連絡先
- (3) 利用期間
- (4) 利用施設
- (5) 利用内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の申請書には、市長が必要があると認める書類を添えなければならない。

3 前2項の規定は、条例第10条第4項において準用する条例第9条第1項の規定による更新の許可の申請について準用する。この場合において、第1項中「市長に」とあるのは、「、利用期間の満了日の3月前までに市長に」と読み替えるものとする。

(利用の許可)

第5条 市長は、前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、事務室の利用を許可し、その旨を申請者に通知する。

(利用許可の取消し等の申出)

第6条 条例第9条第1項（条例第10条第4項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその取消し又は変更を受けようとするときは、当該取消し又は変更の日の3月前（第4条第1項各号（第3号から第5号までを除く。）に掲げる事項の変更にあっては、当該変更の日前）までにその旨を市長に申し出なければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第12条に規定する規則で定める場合は市内に本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所を有しない法人が設立後初めて利用する場合とし、その使用料は、当初の許可に係る利用期間の開始日から起算して5年間に限り、所定の使用料の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定は、条例別表の備考に規定する電気の使用料については、適用しない。

3 使用料の減免を受けようとする者は、第1項の規定による場合を除き、理由を付して文書により市長に申請しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第13条ただし書に規定する規則で定める場合は、市長が利用者の責めに帰することができないと認める理由により利用することができなくなった場合とする。

2 使用料の還付を受けようとする者は、理由を付して文書により市長に申請しなければならない。

(権利義務の承継の届出)

第9条 条例第14条第2項後段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

(1) 届出者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名

(2) 届出者の電話番号又は連絡先

(3) 利用施設

(4) 被承継者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名

(5) 承継した年月日及びその理由

2 前項の届出書には、市長が必要があると認める書類を添えなければならない。

(特別の設備)

第10条 条例第16条の規定により特別の設備の許可を受けようとする者は、当該設備の概要を記載した申請書に設計書、仕様書、図面その他の当該設備の内容が分かる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(遵守事項)

第11条 浜松市舞阪サテライトオフィスを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備等を汚損し、又は損傷しないこと。

(2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けずに、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。

(4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 利用者は、常に事務室を清浄に保つよう努めなければならない。

(細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。